コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　YASUE CORPORATION

最終更新日：2020年3月30日

Ｊ－安江工務店
代表取締役社長 山本　賢治
問合せ先：052-223-1100
証券コード：1439
https://www.yasue.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し一生涯のおつきあいをする」をミッションとして掲げ、また、「企業は社会の公器である」との理念のもと、健全で持続的な成長により、お客様、株主、取引先等、あらゆるステークホルダーに対し社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけ、企業価値の向上に努めるとともに、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めてまいります。
このため、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー（情報開示）」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードにおける5つの基本原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
安江　博幸	492,800	37.83
安江　久樹	76,400	5.86
安江　将寛	56,000	4.29
株式会社ハウスドゥ	51,500	3.95
安江工務店従業員持株会	26,900	2.06
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	21,300	1.63
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	18,100	1.38
山本　賢治	15,440	1.18
新田　義正	15,020	1.15
東矢　憲一郎	13,800	1.05

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ、名古屋 第二部
決算期	12 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
時田　光一郎	他の会社の出身者					△						
中浜　明光	公認会計士								△			
竹内　裕美	弁護士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
時田　光一郎	○	○	1972年４月株式会社東海銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行）に入行後、支店長を歴任し、1999年５月に同行を退社しました。 同行は当社の取引銀行でありますが、同氏が勤務した支店での取引はない上、同氏の同行退社後20年が経過していることから、独立性の問題はないものと判断いたします。	金融業界及び監査法人、コンサル会社等における豊富な経験から、財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員として適任と考えられ、当社の監査体制の強化に適していると判断し社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。

中浜　明光	○	○	1971年４月監査法人丸の内会計事務所（現･有限責任監査法人トーマツ）に入所し、2013年12月に同法人を退所しました。当社は会計監査業務を同法人に依頼しておりますが、同氏は担当の公認会計士ではなく、監査等にも一切かかわっておりません。したがって独立性の問題はないものと判断いたします。	公認会計士の資格を有し、監査法人における豊富な経験から、財務及び会計に関する適切な助言･提言が得られるため、監査等委員として適任と考えられ、当社の監査体制の強化に適していると判断し社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。
竹内　裕美	○	○	弁護士法人鬼頭･竹内法律事務所のパートナーであり、当社と同事務所との間に法律相談等の取引がありますが、その取引高は僅少であり、一般的な取引条件と同様に決定しております。取引の規模･性質に照らして独立性の問題はないものと判断いたします。	弁護士として企業法務に精通し、職務執行に必要な財務、会計及び法務に関する知見を有しており、監査等委員として適任と考えられ、当社の監査体制の強化に適していると判断し社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

他部署に属する使用人に兼務で監査等委員会の職務を補助させております。
なお、当該使用人の異動については監査等委員会の同意が必要となります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。
監査等委員会は、当社の会計監査人及び内部監査部門は有効かつ効率的に監査を実施するため、各監査計画や監査実施状況について適宜情報交換を実施し、情報の共有に努めております。
具体的には、内部監査室が原則月１回内部監査を実施したのちに、その結果を踏まえて監査等委員との間で情報交換を行っており、また半年に１回、三者間でミーティングを実施し、連携を図っております。
また、こうした取り組みにより、監査等委員会の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図っております。

なお、有限責任監査法人トーマツは、2020年3月27日開催の当社第45期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任され、同日付で新たに会計監査人として監査法人コスモスが選任され、就任いたしました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役3名全員を独立役員として届出しております。なお、3名の社外取締役･独立役員は全員が監査等委員である取締役です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、社内取締役4名及び社外取締役1名に対しストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役等に対し、当社グループの業績拡大及び企業価値増大に対する意欲や士気を向上させ、当社グループの結束力を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれ上限額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(報酬の額)
2019年12月期(2019年1月1日から2019年12月31日)
年間報酬額　取締役(監査等委員を除く)　4名　95百万円
年間報酬額　取締役(監査等委員)　3名　14百万円
計　7名　109百万円
注1)上記の取締役の報酬額には、当事業年度に費用計上したストック・オプション報酬16百万円を含んでおります。
注2)上記の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(報酬の額の算定方法の決定方針)
当社は、監査等委員でない取締役の報酬限度について、2019年3月28日開催の第44回定時株主総会において報酬限度を年額150,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)、別枠でストック・オプション報酬額として年額45,000千円以内と決議しております(決議当時の員数4名)。また、監査等委員である取締役の報酬限度について、2016年3月31日開催の第41回定時株主総会において報酬限度を年額20,000千円以内と決議しており、2019年3月28日開催の第44回定時株主総会において前述の報酬限度とは別枠で、ストック・オプション報酬額として年額5,000千円以内と決議しております(決議当時の員数3名)。
各取締役の報酬等の額は、株主総会で決定された報酬限度の範囲内で、その具体的金額を決定しております。
また、報酬水準は、外部機関が実施する調査データを活用し、事業規模等で比較対象となる企業群の状況を参考にし、相対的位置を検証し決定しております。その上で、監査等委員でない各取締役の報酬等の具体的な金額の決定については、取締役会の決議に基づき、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、ＣＥＯが最終決定しております。なお、当該決定過程において、監査等委員会の助言を受けております。また、監査等委員である各取締役の報酬等については、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会における決議案件や重要な報告に対する監督・助言を資するため、事業サポート部から事前に議案等をメール送信し、十分な情報提供を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a)取締役会
当社は、取締役7名で構成される取締役会において、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等に関する意思決定を行っております。取締役会は原則毎月1回の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を開催しております。
(b)監査等委員会
当社の監査等委員会は取締役(業務執行取締役等であるものを除く)1名及び非常勤取締役2名(社外取締役)で構成し、毎月1回開催し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。
監査等委員は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。
(c)幹部会

当社は、取締役会の意思決定に基づく課題及び戦略について情報連携、相互牽制ならびに意思統一を図る機関として、すべての取締役と各事業部の事業部長等で構成する幹部会を設置しております。代表取締役社長は原則毎月1回の開催に加え適宜、幹部を招集し幹部会を開催しております。

(d) 執行役員制度

当社は、事業環境の急激な変化に迅速かつ機動的に対応するため、執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された各執行役員は、社内規定等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針及び社長の指示した業務を遂行しております。

(e) 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の独立した内部監査室を設け、内部監査室職員2名が内部監査を実施し、代表取締役社長に対して結果報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また内部監査室と監査等委員会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(f) コンプライアンス委員会

当社は、代表取締役社長をコンプライアンス統制の実施責任者とし、内部監査室長をはじめとする各部門長を実施責任者として構成するコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では、適正なリスク管理体制の構築によるリスクの未然防止及び危機時の損失抑制を目的として、定期的にリスク状況の報告を受けて常時リスクを把握するとともに、リスク管理体制の不断の見直しを行っております。原則として四半期ごとの開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催します。

(g) 内部通報窓口

当社は、内部通報制度運用規程を制定し、従業員等から組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談･通報窓口を監査等委員会ならびに内部監査室に設置しております。また、取引業者からの同様の相談･通報窓口として品質管理部に取引業者ホットラインを設けて、コンプライアンス統制の実効性を高めるよう努めております。

(h) 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査の一環として当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(i) 弁護士

社外の弁護士と適宜連絡できる体制をとっており、そのネットワークにおいて会社運営における法的な問題に関して必要に応じ助言と指導を受けております。

3. 現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、全員が社外取締役である監査等委員会を経営の意思決定機能を持つ取締役会の構成員とすることで、経営の監視機能を強化しております。

また、当該社外取締役である監査等委員は、全員が独立役員として指定されており、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず、適正に行われているか監査できる立場を保持しております。これにより、十分な経営の監査･監督機能を確保し、適切なコーポレート･カバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断しており、現状の体制が適切であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会の招集通知の早期発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたっては、より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を回避した日程の設定に留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	外国人株主の構成割合により、今後の検討事項と考えております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	ディスクロージャー基本方針を定め、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表及び第2四半期決算発表後、代表者による決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設け、決算情報（決算短信）、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役常務執行役員を責任者として、経理部にIR担当者を配置し、必要に応じて各部署と連携を図りながら実施し、IR活動を行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はコンプライアンス管理規程において、当社のステークホルダーにして健全で良識ある行動規範を規定しており、それぞれの立場を尊重することを義務づけております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は各拠点における毎月１回の地域清掃活動を実施しており、また地域社会の保安を目的に「こども110番の店」として愛知県警察へ登録しております。 また、地域で運営されている「こども食堂」の運営補助や藤前干潟での清掃活動を行っており、引き続き社会貢献の一環として、積極的に取り組んでいく予定です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、株主、従業員、協力業者等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページ及び適時開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行う予定です。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し一生涯のおつきあいをする」という企業ミッションのもと、公正な企業活動により社会的使命を果たすため、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり当社及びグループ会社の業務の適正を確保する体制を整備し、これを運用します。これらの基本方針は、原則として当社グループに共通に適用するものとします。

1.取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程を整備しており、その周知と運用の徹底を図っていく。
・コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進させるとともに、内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長及び監査等委員会に報告する。
・コンプライアンスの実効性を高めるため、従業員等から組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報窓口を監査等委員会ならびに内部監査室に設置する。また、取引業者からの同様の相談・通報窓口として品質管理部に取引業者ホットラインを設ける。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程等に基づき保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

3.当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合のリスク管理規程も併せて整備する。

4.当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。さらに、取締役会の決議を受けて各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務を遂行するため、毎月定期的に幹部会を開催する。各部門の遂行状況については、取締役会及び幹部会に報告の上協議され、施策・業務遂行体制を阻害する要因があれば分析し改善を図っていく。

5.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程を定め、子会社の株主総会及び取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。

6.当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。 内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長及び監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

7.監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置く体制と当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。 なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、 取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。 また、内部監査室は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

8.当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。

9. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、 当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）及び重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び監査法人との定期的な意見交換を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶する。これに備え、平素から、警察、暴力追放県民会議、弁護士等外部の専門機関との連携を築く。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社では、適時適切な情報開示及び説明責任を果たすことは経営の透明性、公正性を高めるうえで非常に重要であると考えており、コーポレート･ガバナンスの観点からも重要であると認識しております。そのため、株主等に理解を深めていただけるよう会社情報については、その開示を積極的に行っていくとともに、社員に対する周知･啓蒙についても積極的に行う所存です。

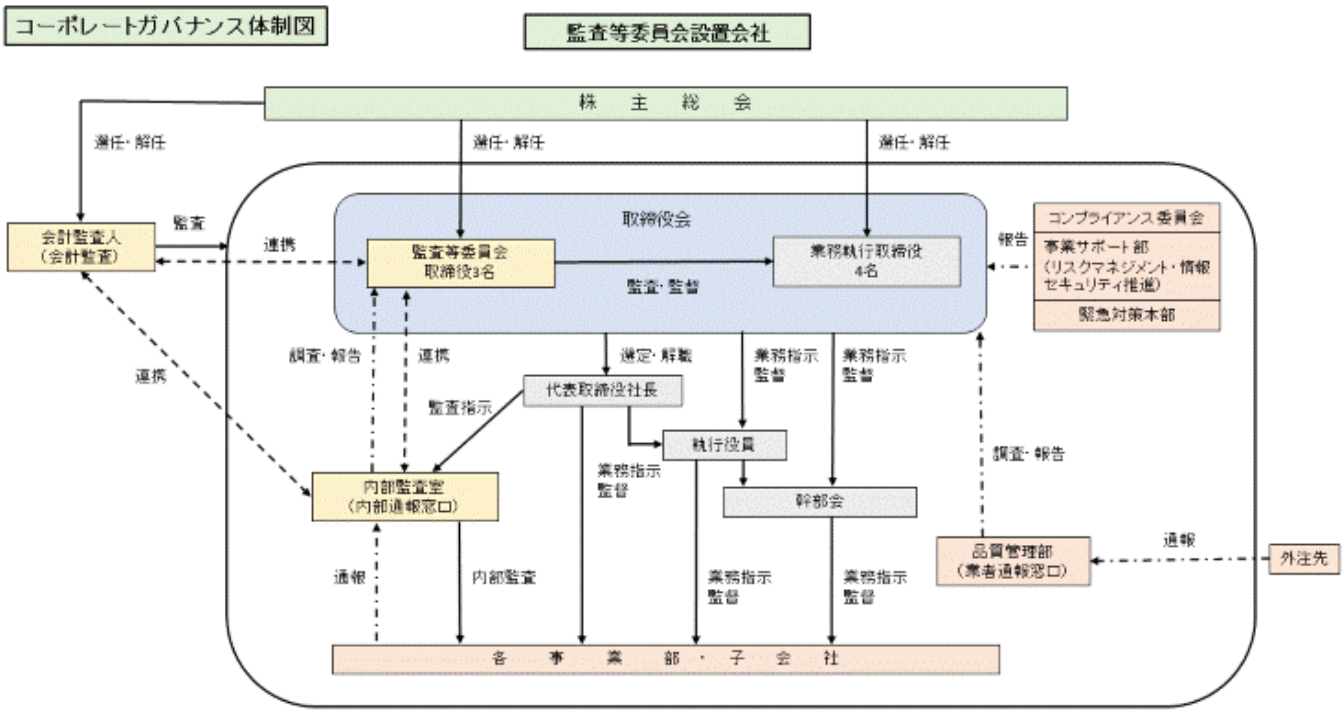

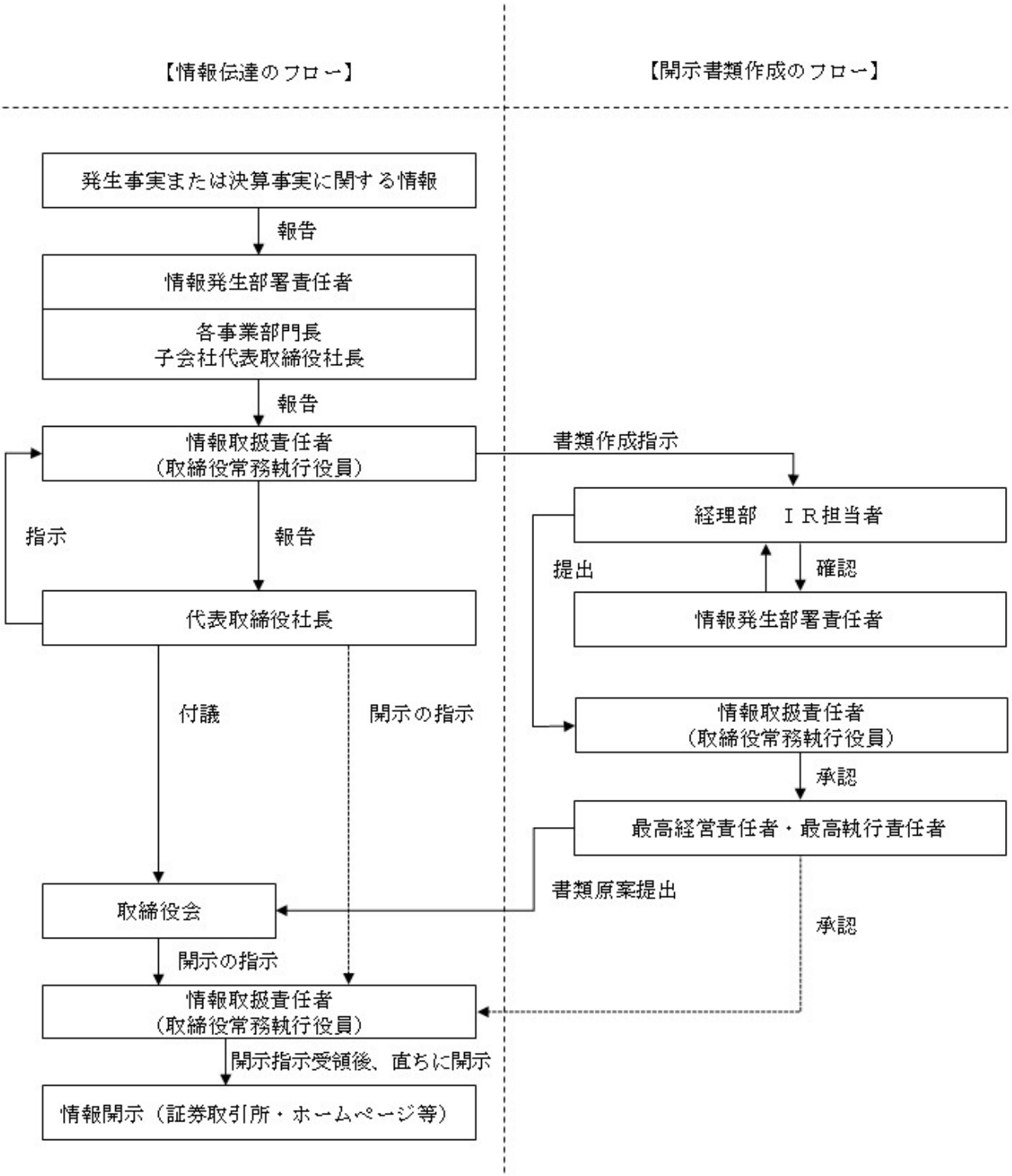
【情報伝達のフロー】
【開示書類作成のフロー】
発生事実または決算事実に関する情報
報告
情報発生部署責任者
各事業部門長
子会社代表取締役社長
報告
情報取扱責任者
（取締役常務執行役員）
書類作成指示
指示
報告
経理部　ＩＲ担当者
提出
確認
情報発生部署責任者
代表取締役社長
付議
開示の指示
情報取扱責任者
（取締役常務執行役員）
承認
最高経営責任者・最高執行責任者
書類原案提出
取締役会
承認
開示の指示
情報取扱責任者
（取締役常務執行役員）
開示指示受領後、直ちに開示
情報開示（証券取引所・ホームページ等）